

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2962号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

新緑のタウシュベツ川橋梁（北海道上士幌町）

千戸三千人ほどの新興住宅地、といっても居住歴は30～40年の住民が多く、高齢化率は約30%、後期高齢者が四百人もいる。それでも自治会加入率は約九割、毎年の祭りや小学校区での市民体育祭、敬老行事も執り行つた。

さて、自治会長の役割は、自治会内の仕事以外に、社会福祉協議会、青少年育成委員会、地区スポーツ振興会に宛職の理事として出席するほか、学校地域協議会、高齢者福祉施設の運営懇談会、中学校区の自治会連合会、さらに広域の連合自治会、地域自主防災組織、避難所運営委員会、警察との懇談会、そして小中学校の入学式、卒業式、運動会への出席など盛りだくさんである。もちろん自治会内の定例役員会、祭りや体育祭の実行委員会とそれらの本番、防災訓練、自治会館の運営委員会もある。行政や銀行、周辺自治会、企業

などとの関係についても表に立つことになる。加えて自治会には市役所等から依頼される、回覧物の授受・配布、ゴミステーションと防犯街灯の管理、公園清掃、防犯パトロール、通学児童や一人暮らし高齢者の見守りなどが、それを統括する。もちろん、地域内の日常的業務については、役員が手分けして行っているのだが、いずれにしても、「自治会役員という名のボランティア」が行っていることに変わりがない。

しかも、これだけ仕事をしていても課題はまだ山積している。実効性のある防災・減災対策、子育て支援、高齢世帯への給食サービス、さらにいえば行政に頼らない地域自治を実現するための資金調達を可能にし、地域の暮らしをより快適にするためのコミュニティビジネスの起業。やるべきこと、やりたいことはいくらでもある。自ら考え実行するまちづくりを進めるために、これ以上、行政から依頼される地域自治会の仕事が増えないことを願うばかりだ。

コラム

「自治会役員という名のボランティア」の仕事

作新学院大学経営学部特任教授

橋立 達夫

もくじ

● ● ● ● ●
随 情 情 情 活

想 報 報 報 動

「国と地方の協議の場」に藤原会長が出席……………(2)

町村「ご当地キャラ」しまん……………(11)

国政情報……………(12)

中山間地域フォーラム設立10周年記念シンポジウム……………(13)

「進化する地域運営組織——『地方創生』の次なる焦点」……………(14)

健康で心豊かに過ごせる町づくりを目指して……………(14)

群馬県町村会長・邑楽町長 金子 正一……………(14)

写真募集

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、図書カード(3千円)を差し上げます。

写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。なお、採否は当方に一任願います。

送り先：全国町村会・広報部

地方六団体

「国と地方の協議の場」に藤原会長が出席

「国と地方の協議の場」(平成28年度第1回)が、5月23日、首相官邸で開かれ、本会の藤原会長(長野県川上村長)はじめ、地方六団体代表が出席した。政府側は、安倍内閣総理大臣、麻生副総理・財務大臣、菅内閣官房長官(国と地方の協議の場議長)、高市総務大臣、石破内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、加藤一億総活躍担当大臣などが出席、「骨太の方針」の策定等や一億総活躍、地方創生及び地方分権改革の推進について協議した。

「国と地方の協議の場」では、はじめに安倍総理から、「熊本地震では、政府としても被災者の生活、なりわいの再建、被災地の復旧・復興に全力を尽くすので、引き続き、一億総活躍・ご協力をお願いする。アベノミクスにより、経済再生と財政健全化の双方が着実に進んできているが、デフレ脱却に向けては道半ばである。国と地方が一体となって、GDP600兆円の実現、希望出生率1・8と介護離職ゼロの実現に向け、10年先の未来を見据え効率的に実行し、一

億総活躍社会をつくり上げていく。地方創生は、ほぼ全ての自治体で、地方版総合戦略が策定され、本格的な事業展開の段階に入る。地方分権改革についても、地方版ハローワークの創設など、数多くの改革を実現したが、改革に終わりはない。引き続き、地方の発意による分権改革が力強く推進されるよう、国としてもしっかり後押ししていく考えである。」と挨拶があった。

続いて、地方六団体を代表して上田全国知事会副会長(埼玉県知事)

が挨拶。「熊本地震に関し、激甚災害の指定や補正予算の成立等、迅速に対応いただいたことに御礼申し上げます。南海トラフ巨大地震など新たな危険が迫りつつある一方、平成27年、29年にかけて、約1兆円の防災関係の財源が消失することに直面しているため、こうした問題についてもお力添えを賜りたい。少子化対策については子供の貧困対策が大事であり、そのためには教育費の負担の軽減が必要。東京一極集中の是正では、2015年には東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)に約12万人の転入超過があり、この傾向を分散することとも危機対策や災害対策部門で必要である。今後、企業収益の拡大や、雇用の増加等の循環を確かなものにするため、国・地方が連携・協力して対応することが重要だ。」と述べた。

その後、協議に移り、「骨太の方針」の策定等に関し、藤原会長は、熊本地震への対応について、自身が被災地を訪れたことを踏まえ、被災市町村で大量に発生しているガレキの処理が急務となっていることや、熊本県は有数の農業県であり、今後の生産への影響が懸念されることから、被災生産者等への適切な財政支援が不可欠であることを指摘。そのうえで、「被災町村は中山間地域が多く、西原村のように被害が甚大でありながら一般財源規模が小さいところは、災害復旧費等の地方負担に耐えられないと訴えている。被災した全町村が一日も早く復旧・復興を果たせるよう、政府には東日本大震災を踏まえた、万全の財政支援をしていただきたい。また、庁舎の耐震補強をしつかり行い、十分な防災機能を果たせるような対策を講じて頂きたい。」と要請した。

さらに藤原会長は、「地方行財政改革等に関しては、小規模町村は、民間の委託先を見つけないことが困難であるため、こうした地方の様々な実態を十分踏まえ、町村の行財政運営に支障が生じないようにして頂きたい。TPP関連対策では、現在検討されている加工食品の原料産地表示は、日本の高い品質の農産物を消費者に知らせる上で重要な取組で

活 動



▲協議の場に出席した藤原会長

あり、積極的に推進して頂きたい。」と強調した。

これに対し高市総務大臣から「小規模町村では民間委託が難しいというのだが、トップランナー方式は地方自治体への影響を考慮して、3年～5年程度をかけ段階的に（交付税の基準財政需要額の）算定に反映する。民間委託が実施困難な小規模団体については、地域の実情を踏まえ対応する。庁舎の耐震化については、従前から公共施設の耐震改修に活用できる起債充当率100%、交付税措置率70%の緊急防災・減災対策債等の地方財政措置を講じてきたことから、引き続き早急に取り組んでいただくようお願いする。」との回答があった。

続いて、一億総活躍、地方創生及

び地方分権改革の推進に関し、藤原会長は、一億総活躍プランにおいて、人材の確保・育成等の問題に真剣に取り組んでいただいているとしたうえで、「介護支援に関しては、処遇改善を図っていただいているが、中山間地域や離島など介護職員の確保が困難な地域においても人材が確保できるような特段の配慮をお願いしたい。地方創生については、町村は農林水産業が主力産業であり、農山漁村のもつ地域資源を活かし、新たなしごとを生み出す環境を作り、地域経済の厚みを増していくことが重要。地域コミュニティや伝統文化等を支えてきた集落を維持するため『小さな拠点』づくりを進めていくことも重要であり、積極的な支援をお願いしたい。地方創生の推進には、『人材』が極めて重要である。地方創生人材支援制度は、地域の人材育成の刺激となるため、是非続けていただきたい。」と要請した。

最後に地方六団体からの要請等を受け、管内閣官房長官が、「本日協議した事項について、地方の最前線で活躍されている皆様のご意見を真摯に受け止め、皆さんと連携しながら進めていきたい。特に熊本地震に関しては、政府として全力で対応していく。」と強調し、協議の場を閉会した。

【参 考】

「国と地方の協議の場」に地方六団体が提出した資料は以下のとおり。

国と地方の協議の場（ポイント）

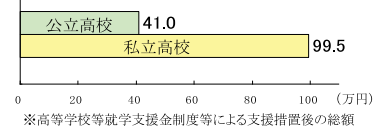
平成28年5月23日
地方六団体

1. 少子化対策の抜本強化

○少子化の打破には、経済的支援等の拡充が不可欠である。不妊治療への支援の拡充や段階的な幼児教育・保育料無償化を実施するなど、結婚・妊娠・出産、子育てへの

子ども一人当たりの年間学習費総額（高等学校）

（出典）平成26年度「子供の学習費調査」（文部科学省）



生活保護世帯の年間生活費（平成28年度試算）

（四国A県郡部）

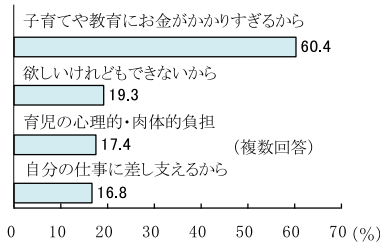
生活扶助費等（住宅扶助は除く）	205万
生業扶助費（高等学校等就学費）	13万
生活費計	220万

※夫婦、高校生、中学生の4人世帯の場合

（出典）生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省第158号）に基づき全国知事会事務局試算

理想の子ども数を持たない理由（抜粋）

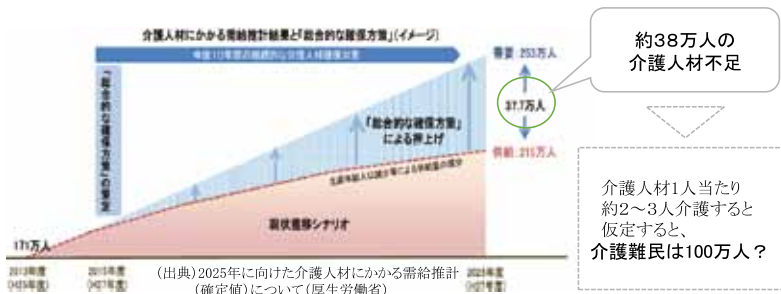
（出典）第14回出生動向基本調査（2010年）
（国立社会保障・人口問題研究所）



子どもの貧困率 16.3%

約6人に1人が貧困線（122万円）に満たない

（出典）平成25年 国民生活基礎調査（厚生労働省）



切れ目のない支援を拡充すること。

○家庭の経済事情により子どもの教育機会や将来の可能性が奪われることのないよう、貧困の世代間連鎖を断ち切るための子どもの貧困対策を強化すること。

2. 高齢者施策の更なる推進

○2025年の介護人材において、約38万人分の不足が予想されるなど、高齢者施策は待ったなしの状況にある。高齢者が活躍する社会の実現に向けて地域医療・介護基盤の整備に必要な財源を確保すること。

○国民健康保険制度や介護保険制度などの見直しに当たっては、地方と十分協議し、将来にわたって安定的な運営ができるよう

必要な改善を行うこと。

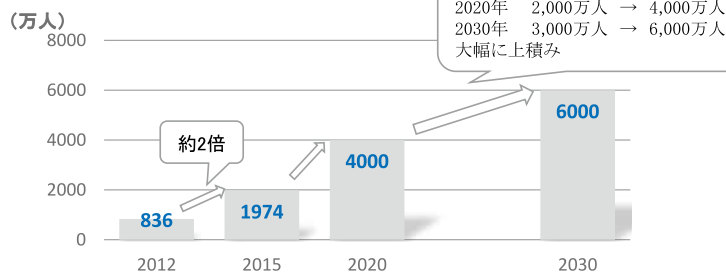
3. スポーツ・文化・観光施策への十分な財政措置

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据え、公立スポーツ・文化施設の機能向上や建替等を図るため、特別な地方債を創設し、その元利償還金について交付税措置を講じるなど、新たな財政支援制度を創設すること。

○訪日外国人旅行者数が、2012年から2015年の3年間で、約2倍の約2,000万人となり、今後も大幅な増加が見込まれる。

急増する訪日外国人旅行者を地方が積極

訪日外国人旅行者数の推移（推計）



熊本城跡石垣（特別史跡に指定）復旧 → 国庫補助率50%

※災害復旧事業として行われる場合 → 国庫補助率70%（補助率20%加算）

（参考）

公共土木施設災害復旧（激甚災害指定）→ 国庫補助率90%程度（最大）

的に取り込む環境を整備するため、必要かつ十分な税財源措置を講ずること。

4. 地方一般財源及び地方交付税の総額確保

○地方が、地方創生や人口減少対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

○地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財政調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。

また、地方の財源不足の補てんについては、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行うこと。

5. 熊本地震及び東日本大震災からの復旧・復興と防災・減災対策の推進

○「十分な復旧・復興財源の確保」や「人的支援の強化」など、被災地の実情に即した復旧・復興支援に取り組むこと。とりわけ復旧・復興に係る地方負担が甚大になることが予想されることから、新たな補助制度の創設、補助率の嵩上げ、地方負担分に対する十分な財政措置など、東日本大震災も踏まえた特別の措置を講ずること。

○熊本城などの国指定重要文化財等に甚大な被害が生じている。補助率の嵩上げ等、迅速かつ万全の措置を講ずること。

○全国防災事業費が平成28年度に皆減となるなど、このままでは平成27年度から29年度にかけて、約1兆円の防災関係の財源を失う恐れがある。

緊急防災・減災事業債の恒

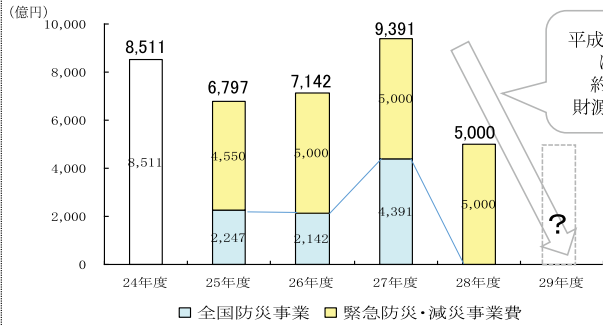
活 動

平成29年度の地方税財政について

平成28年5月23日
地方六団体

先般の平成28年熊本地震では、極めて甚大な被害が発生し、今なお多くの方々が不

・全国防災事業、緊急防災・減災事業費の推移(当初予算)

全国防災事業は、東日本大震災復興特別会計と地方財政計画の全国防災事業費の合計
平成24年度は、東日本大震災復興特別会計と地方財政計画の緊急防災・減災事業費との合計平成27～29年度
にかけて
約1兆円の
財源を失う恐れ

自由な避難生活を余儀なくされている。我々地方六団体は、熊本県をはじめ被害を受けた地方自治体及び被災者に対して全国の総力を挙げ支援していく。

さて、我が国の景気は、企業収益が過去最高水準となり、有効求人倍率もかつてない高水準まで上昇するなど回復基調が続いているものの、景気の先行きに対する不透明感も見られ、個人消費は未だ回復に至っていないなど、その成果が十分に浸透していない地域も見受けられる。アベノミクスの成果を地域の隅々にまで行きたらせ名目GDP600兆円を達成するためには、国・地方が一体となって、強力な地域経済対策を講じていかねばならない。地方創生なくして一億総活躍社会の実現はない。我々地方は、自主性と主体性をもって地域経済の活性化及び地方創生に全力を挙げて取り組み、地方創生を日本創成につなげていくという強い決意と覚悟をもって臨んでいる。

こうした現状を十分に踏まえ、平成29年度の地方税財政について、以下の措置を講じていきたい。

地方創生から日本創成へ

○地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくため、平成28年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(一兆円)を拡充すること。

○子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止や第3子以降に対する幼児教育・保育料の無償化による多子世帯支援の拡充など、少子化対策の抜本強化を図ること。また、子どもの貧困対策においても、国が積極的な財政措置を講じるなど、抜本強化に向けた対策を図ること。

○地方創生のための魅力ある地域資源を活かした緊要度の高いまちづくりなどを戦略的に推進するため、特別な地方債を創設し、その元利償還金について、交付税措置を講じること。特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据え、事前キャンペーンや文化プログラム等を各地方で開催することは、地方創生の一層の推進に資することから、地方がその実情に応じ、拠点となる公立スポーツ・文化施設の機能向上や建替等を図ることができるよう、上記の対応を図ること。

地方創生推進交付金等の弾力的な運用

○「地方創生推進交付金」については、事業内容を公表して目標管理を適切に行うなど、地方団体が責任を負う一方で、交付金の趣旨に沿った事業を行う場合には、地方団体ごとの申請事業数や対象経費の制約などを大胆に排除するなど、地方において使い勝手のよいものとする。また、地方創生関連補助金等についても、新たな発想や創意工夫を活かせるよう、要件の緩和など弾力的な取扱いを行うこと。

○事業の早期着手による円滑な執行や効果的・効率的な事業展開が可能となるよう、速やかに交付決定を行うこと。また、交付申請の審査においては、地域の実情を十分踏まえること。

地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

○今後、社会保障関係費がさらに増嵩し、少子化対策など新たな経費が必要となることなどを踏まえ、地方が、地方創生・人口減少対策をはじめ、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源

総額を確保すること。

○地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財政調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。また、地方の財源不足の補てんについては、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行うこと。仮に臨時財政対策債を発行する場合でも、その発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すること。

○景気回復に伴う国・地方の税収増により、折半対象財源不足が解消されるに至った場合にあっても、地方財政においては依然として巨額の財源不足が続いていることに鑑み、その財源を国の債務縮減に充ててはならず、少子高齢化や地方創生対策等増大する地方歳出や既往の臨時財政対策債の残高縮減に充てるなど、地方の財政健全化等に活用すること。

○地方財政計画の策定に当たっては、高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や人口減少・少子化対策への対応、地域経済・雇用対策に係る歳出を特別枠で実質的に確保してきたこと等を踏まえ、歳出特別枠を実質的に確保し、必要な歳出を確実に計上すること。

地方交付税の財源保障機能の確保

○地方交付税の基準財政需要額は、地方公共団体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであることに留意して算定するべきであること。

○地方歳出の大半は、法令等で義務付けられた経費や国の補助事業であり、国の制度や法令の見直しを行わず、仮に一律に歳出削減が断行されれば、住民の安全・安心を支える基礎的な行政サービスの確保さえ不可能となる恐れがある。特に国庫負担金に

活 動

については、国と地方との役割分担を前提に国が義務的に支出しなければならない経費であることから、PDCAサイクルという名の下に一方的に削減されるようなことがあってはならず、また、いわゆるパフォーマンス指標を設定してその配分に反映することにはならない。

いわゆるトップランナー方式を含む地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、条件不利地域等、地域の実情に配慮するとともに、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとし、交付税の財源保障機能が損なわれないようにすること。

○まち・ひと・しごと創生事業費の算定に当たっては、成果指標に徐々にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体が、地方創生の目的を達成できるよう長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。

地方創生の基盤となる税財源の確保

○我が国における社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指した「社会保障・税一体改革」の実現に向け、平成29年4月の消費税・地方消費税10%への引上げを確実にしつつ、国と地方が連携・協力し、地方創生や地域活性化対策、企業の増益を資金上昇につなげ個人消費を拡大させる施策などに取り組み、地域の経済状況を好転させること。

○消費税の軽減税率制度の導入に当たっては、消費税・地方消費税の引上げ分のうち交付税原資分も含めると、約3割が地方の社会保障財源であり、仮に減収分の全てが確保されない場合、地方の社会保障財源に影響を与えることになることから、代替税

財源等を確実に措置し、地方財政に影響を与えないようにすること。

○地方法人課税の偏在是正措置により生じる財源については、必要な歳出を地方財政計画に確実に計上し、実効性のある偏在是正措置とすること。

○法人税改革を継続する中で、外形標準課税の更なる拡大や適用対象法人のあり方等について検討を行う際には、地域経済への影響を踏まえて、引き続き、中小法人への適用については慎重に検討すること。

○今後、個人所得課税の見直しを行う際には、個人住民税が地方団体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、検討すること。

○平成29年度における自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討について、仮に都道府県の基幹税である自動車税の税率の引下げを議論をする場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう具体的な代替税財源の確保を前提として行うこと。

○償却資産に対する固定資産税については、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行つべきではなく、現行制度を堅持すること。

なお、平成28年度税制改正において創設するとされた固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りのものとし、期間の延長は断じて行わないこと。

○ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、地滑り対策等の災害防止対策等、特有の行政需要に対応していること、また、その税収の7割が所在市町

村に交付金として交付されており、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっては貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

熊本地震への迅速な支援

○早期に復旧・復興を成し遂げるため、人的支援の強化など、被災地の実情に即した復旧・復興支援に取り組むこと。

○新たな補助制度の創設、補助率の高上げ、地方負担分に対する十分な財政措置など、東日本大震災も踏まえた特別の措置を講じること。

○熊本城などの国指定重要文化財等に甚大な被害が生じており、補助率の高上げ等、迅速かつ万全の措置を講じること。

○被災者生活再建支援法に基づく支援金について都道府県が拠出する被災者生活支援基金からも多額の支出が見込まれることから、今後の大規模災害に対応できるよう、同基金の財政基盤強化に対して、東日本大震災時と同様の支援を行うこと。

東日本大震災からの速やかな復旧・復興

○東日本大震災からの復旧・復興については、平成28年度以降5年間で「復興・創生期間」とした新たな財政支援の枠組みを決定したが、復旧・復興事業が遅滞せずに着実に実施できるよう、復旧・復興が完了するまでの間、国の責任において所要の財源を十分に確保し、万全の財政措置を講じること。

防災・減災対策の推進

○近年、大規模な地震や津波、集中豪雨等が発生し、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。このことから、国民の生命・財産を守るための社会資本整備に十分な予算を確保すること。また、地方においても計画的に対策に取り組めるよ

う、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充など、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財源を確保すること。

○災害対応の中心的施設としての機能を有する庁舎や避難施設等については、今回の熊本地震による被害状況も踏まえ、緊急に、建替や耐震補強を図るための十分な財政措置を講じること。

教職員定数と財源の充実確保、地方大学等の運営基盤の充実

○現在の教育現場は、特別な配慮を必要とする児童生徒が増加する等、課題が複雑かつ困難化している状況にあることから、国においては、これらの課題に対処できるよう教職員等の人材と財源の充実確保を図ること。

特に、人口減少・少子化と厳しい財政状況の中、地方においては公教育の充実に取り組んでおり、小中学校の教職員の加配定数の増加は、そうした取組の反映である。このような実情を勘案することなく、国の財政健全化目標の達成のために、加配定数を含む教職員定数の在り方を見直して教育費の削減を図ることは、義務教育に対する国の責任放棄であり、単に国の財政負担を地方に転嫁することになりかねず、また、強制的な学校の統廃合につながり、地域コミュニティの衰退を招く恐れもあることから、決して行つべきではないこと。

国は教育現場を預かる地方自治体と丁寧に協議し、協調しつつ、取組を進めること。

○地方大学等は地方に若者を留める受け皿の役割を担っている。地方の国立大学の運営費交付金の拡充など、地方大学等の運営基盤を充実すること。

地域医療介護総合確保基金の確保

○基金は、消費税及び地方消費税の引上げ

活 動

分が充てられる社会保障の充実施策の一つに位置づけられており、地域ごとの実情に応じた「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」という制度改革趣旨を踏まえ、その配分に当たっては地方団体の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたり十分な財源を確保すること。

TPP協定への対応

○TPP協定について、政府は、引き続き国民の不安解消に向けて丁寧な取組を行うとともに、地方の意見を十分聴きながら、地域の実情に十分配慮した必要な対策を早急に講じること。特に、地方における重要な産業である農林水産業については、将来にわたり持続的に発展していけるよう、再生産可能となる対策の恒久化を担保するための法整備や、対策に必要な財源の基金等による安定確保など、中長期的な対策を確実に実行すること。なお、対策の実行に当たっては、産業政策と農山漁村の振興等地域政策とのバランスに十分留意すること。

地方創生、地方分権改革及び一億総活躍について

平成28年5月23日
地方六団体

I 地方創生の更なる推進による一億総活躍社会の実現

地方創生なくして一億総活躍社会の実現はない。

我々地方は、まち・ひと・しごと創生法にのっとり、向こう5年間の地方版総合戦略を整え、地方創生を日本創成につなげていくという強い決意と覚悟を持って、地方

創生を成し遂げるために全力で取り組んでいる。

今年度、地方創生は、「戦略策定」から「事業推進」の段階へ移行する。現在、国において、「二ツポン一億総活躍プラン」が検討されているが、地方創生こそが一億総活躍社会実現のためのメインエンジンであり、地方創生に向けた大きな流れを緩めてはならない。

国としても、このような認識に立ち、地方創生の実現のため、地方と車の両輪となって、自らその役割を積極的に果たしていただきたい。

地方創生、ひいては日本創成の実現には、ソフト・ハード両面にわたる基盤づくりのための国の主体的な行動が不可欠であり、国にあつては、教育、社会保障から税制まで少子化対策に係る制度を抜本的に見直すほか、多極型・多軸型国土形成のためのインフラ整備など本来の国の役割をしっかりと担っていくべきである。更に、地方が行う多様な先行的取組や好事例の全国展開等に対して支援を行うべきである。

一億総活躍社会の実現のためのメインエンジンである地方創生が加速されるよう、以下の項目について速やかに実行すること強く求める。

1 少子化対策の抜本強化

子育て支援は、「夢をつむぐ子育て支援」として、新・三本の矢のひとつの柱に位置付けられている。少子化対策は、これまで地方がライフステージに応じた切れ目のない施策を、地域の実情に合わせて行ってきた。我が国が将来にわたり活力を維持していくためには、国において幼児期から大学までの教育政策、医療・福祉などの社会保障、雇用、住宅政策から税制に至るまで、

これまでの施策を抜本的に転換する必要がある。

こうしたことを踏まえ、少子化対策の抜本強化に関して、これまでの取組のうち一段のバージョンアップに向け、以下の対策を実行していただきたい。

子育てに係る経済的負担の大胆な軽減

○現在、すべての地方自治体において子どもの医療費助成等が行われているが、子どもの医療費助成等の地方単独事業を実施している市町村に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、極めて不合理な措置であることから直ちに廃止すること。また、少子化対策は我が国における喫緊の国家的課題であることに鑑み、国の責任において、子どもの医療費助成制度を創設すること。

○第2子の壁の打破に向けての仕事と子育ての両立支援策を充実するとともに、第3子以降の幼児教育・保育料無償化の拡充を行うなど多子世帯やひとり親世帯に対する思い切った経済的な負担軽減を図ること。

少子化の厳しい現状を抜本的に改善するため、子どもが増えることによる経済的負担が軽減される制度の創設など、新たな支援の仕組みについても幅広く検討すること。

○子育て家庭等の負担軽減のため、一般不妊治療、人工授精治療及び男性不妊治療に対する国庫補助の導入などの支援等を拡充すること。

待機児童解消に向けた積極的な取組の推進

○保育士の処遇改善等を通じた待機児童解消のための対策を強化すること。また、病児保育事業やファミリーサポートセンター事業など多様な保育サービスを拡充すること。

○保育の受け皿確保について、すべての施設が安定的に運営できるよう、公定価格を適切に設定すること。また、保育所等施設整備交付金について、十分な財政措置を講じるとともに、地域の実情に応じた柔軟な運用を可能とすること。

幼稚園等の認定こども園への移行を促進するため、施設の収入面での不安や新制度移行に伴う事務負担増大等の懸念事項の解消を図る措置を講じること。

子ども・子育て支援新制度に必要な財源確保と更なる質の向上

○子育て世代の不安を取り除くためにも、子ども・子育て会議で議論されたサービスの質・量の改善に向けた施策の完全実施に必要な1兆円超の財源確保のための措置を確実に講じること。

地域少子化対策重点推進交付金の恒久化と弾力的な運用

○地域少子化対策重点推進交付金制度は、新たな少子化対策を後押しする役割を果たしており、地方の取組を一過性のものに終わらせないためにも、少子化対策に特化した現行制度の枠組を確保した上で、制度の恒久化を図るとともに、成果を挙げている先行事例を全国で展開できるよう財政措置の拡充と運用の弾力化を図ること。

子どもの貧困対策等の抜本強化

○子どもの貧困対策に関する取組の抜本強化に向け、地方自らが策定する子どもの貧困対策計画などの内容に沿ったきめ細かな取組を後押しするため、平成27年度補正予算で創設された「地域子供の未来応援交付金」について、地域での取組をより効果あるものとしていくために予算の恒久化と運用の弾力化を図ること。

○子育て力の向上を支援する人材の確保や

活 動

ひとり親家庭への支援など、保護者に対する支援策の抜本強化を図ること。

○ひとり親家庭の就労形態の転換促進や児童養護施設等の子どもたちの自立支援の充実など、特に厳しい環境におかれた子どもたちへの支援等の抜本強化を図ること。

○必要な学力を確実に身につけられる体制の整備や放課後児童クラブ等の要件緩和、スクールソーシャルワーカー等の配置のための十分な財源確保など、貧困の世代間連鎖を断ち切るための教育面における貧困家庭に対する施策を充実すること。

○子どもたちが将来に健全な夢を持つことができるよう、人格形成に大きな影響を与える学校教育の段階において、ライフ・デザイン教育を推進すること。

2 介護サービス基盤の確保

新・三本の矢のひとつの柱に位置付けられた「安心につながる社会保障」の実現には、全国どの地域でも、高齢者のみならず誰もが安心して生活できるよう、医療や介護等社会保障制度のより一層の充実・強化が不可欠である。

特に、地域包括ケアシステムが重要であり、その構築に当たっては、医療・介護等関係機関の連携促進のための更なる支援策とともに、システムの中核を担う「医療・介護・予防・生活支援等における人材の確保・育成の推進が必要である。

介護サービス基盤の整備の加速化と合わせ、それらを支える人材の確保の取組なくしては「介護離職ゼロ」を達成することができない。そのため国は、次の地方の取組を支援する対策を確実に実行していただきたい。

介護サービス基盤の整備の推進

○「地域包括ケアシステムの構築」を進め

るため、地域の実情に応じた基盤整備が進められるよう、地域医療介護総合確保基金の配分に際しては、地方自治体の意向を十分に踏まえ、柔軟に活用できる制度とするとともに、将来にわたり必要な財源を確保すること。

介護人材の確保

○地方は、現在でも介護人材の確保に困難を極めている。今後労働力人口が減少していく中、安定的に介護人材を確保していくためには、介護職員の処遇改善などの抜本的な対策に早急に取り組むとともに、キャリアパスの確立などの施策を強力に推進すること。

○全国一律の予防給付を地域支援事業に移行し、多様化する「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」については、すべての市町村において平成29年4月までに実施することとされているが、市町村の実情等を踏まえ、人材や受け皿の確保、生活支援サービス等を担うNPO等の参入促進のための支援策を充実すること。

3 地域経済の再生と雇用創出の強力な推進

及び人材育成と若者の就労支援の強化
地方への新しいひとの流れをつくるためには、地方における雇用の創出が不可欠である。

地方は、今後とも地域経済の活性化や雇用対策に全力で取り組むが、国は、国全体の活力が強化される大胆な産業政策を講じて、国が担うべき地域間格差の是正や多様性と活力に満ち溢れた地域の創出に取り組むべきである。また、地方における重要な産業である農林水産業を成長産業へ発展させるよう、国として積極的な施策を講じることが必要である。地域経済の再生なくして、新・三本の矢のひとつである「希望を生み出す

強い経済」の実現はない。

そのため国は、以下の地方の取組を支援する施策を充実していただきたい。

地方への企業移転促進と新分野の企業支援等による地域経済の再生

○地方への本社機能移転に限らず、生産・業務拠点などに係る建屋・設備の整備費や土地購入などの初期投資に対する国の助成制度の創設など、地方への企業移転促進を更に強力に実施すること。

○地域経済の再生には、地域資源や強みを活かした成長産業育成のほか、新分野進出や新商品開発などに積極果敢にチャレンジする企業を国として強力に支援すること。

○地域の自然特性を活かした太陽光発電や風力発電、水力発電、地熱発電、潮流発電、森林資源を活用したバイオマス発電等の拡大など、更なる再生可能エネルギーの導入拡大を進めること。

なお、発電施設整備に当たっては、地域における環境保全の観点から、所在市町村との協議を義務付けるなど、必要な対策を講じること。

農林水産業・農山漁村の再生に向けた取組の強化

○担い手不足や生産コストの低減などの課題に早急に対応するとともに、国内農林水産業の体質強化と振興を図ること。また、都市に住む若者を中心とした「田園回帰」の促進等の取組を強化し、農山漁村の再生を図ること。

雇用環境の改善・女性の活躍推進

○若者や女性がより働きやすい環境を整備するため、正社員雇用の拡大、非正規雇用労働者の正社員への転換の促進など、地方における雇用環境の改善に資する制度の充実を図ること。

○女性の管理職登用や職域拡大などを進めることや、女性リーダーの育成を図ること等により、女性就業率や指導的地位に占める女性の割合を着実に高める施策を講じること。

○仕事をしていて女性が出産・育児や介護を理由に退職することのないよう、仕事と家庭の両立支援対策の推進、貧困等困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境整備など、女性の活躍に関する政策の強化を図ること。

4 国家戦略としての政府関係機関の地方移転

政府は地方への新しいひとの流れをつくる方針のもと、政府関係機関の地方移転を検討してきたが、本年3月にまち・ひと・しごと創生本部で決定された「政府関係機関移転基本方針」において、文化庁の移転や消費者庁及び総務省統計局の移転に向けた検証などが明記された。

政府関係機関の地方移転は、企業本社機能等の地方移転の大きな流れを生み出すため、国は、引き続き、地方からの提案を真摯に受け止め、自ら率先して、政府関係機関の地方移転を実行していただきたい。

地方移転の早期実現

○「政府関係機関移転基本方針」に掲げた地方移転に向けた今後の具体的な対応について政府全体で取り組み、掲げられた期限までに、文化庁の京都移転などを確実に実現すること。

数値目標化と検討の継続

○東京圏から地方への人の流れを大きなうねりとするため、政府関係機関の地方移転は今回限りの一過性のものとせず、地方移転を促進するための数値目標を設定してその実現に向けての取組を行うなど、今後とも国家戦略として継続して検討を行うこと。

活 動

移転経費の負担のあり方

○移転に伴う用地の確保、施設の建設、職員住居の確保など、移転に要する経費については、国において負担することを原則とし、移転先自治体に負担を強制しないこと。

5 地方への移住定住政策の加速

東京圏への一極集中を是正するためには、地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけるとともに、地方への人の流れをつくる必要がある。また今後、人口減少が加速する地方において、地域の活力を維持するためには、人を呼び込み若者から高齢者まであらゆる年代の地方回帰を促進する必要がある。

地方への人の流れを生み出すにあたり、地方は地方の特徴を生かした政策を実施するが、国においても国民的な地方回帰の意識醸成を図るほか、更に実効性のある対策を講じるべきである。そのため、国は以下の地方への移住定住政策を実行していただきたい。

地方への移住定住や二地域居住の促進

○国においては、「そうだ、地方で暮らそう！」国民会議等による全国的なキャンペーン等を一層強化するとともに、地方での生活に価値を見出し、積極的に地方への移住定住や二地域居住を選択するような国民的意識を醸成すること。

○地方回帰の推進のためには、若者から高齢者までの各世代にわたる移住の促進を図る必要がある。人口減少・少子高齢化が進む社会において、元氣な高齢者の移住については、地方自治体が安心して積極的に対応できるようにするため、介護費用に関し、地方の負担増とならない、はつきりとした目に見える形での制度改革が必要である。

地方大学等の運営基盤の充実

○地方大学や専門学校等は地方に若者を留める受け皿になっている。学生の卒業後の地方での就職・定住につなげるため、地方の国立大学の運営費交付金等の拡充、大学や専門学校等の新設・地方移転に伴う施設整備等に対する支援制度の創設など、地方大学等の運営基盤を充実すること。

6 地域資源の国内外への発信

東京オリンピック・パラリンピックの開催が4年後に迫り、世界中から日本への注目が更に高まる。こうしたことを背景に、近年好調に伸びている海外からの旅行者をもてなし、日本の文化で魅了することにより、更なる旅行者の増加、地域経済の好循環につながることを期待される。

日本へ注目が集まる絶好の機会に、各地方において食、伝統文化や工芸などの貴重な資源を掘り起こし、磨きあげ、そして世界に向けて発信することが重要である。

そのため、国においては、「東京五輪を日本の五輪に」という認識の下、機運の醸成につながる全国的な取組を推進するとともに、以下の措置を実行していただきたい。

東京五輪に向けた地方の取組支援

○東京オリンピック・パラリンピックに向けて、文化スポーツを活かしたまちづくりのために、ユニバーサルデザインやバリアフリー化の推進を含め、地方が実施する基盤施設の整備や既存施設の更新・機能向上に対する財源措置、日本の伝統文化を発信する場の創設、地域の特色ある産物の普及促進、地方における選手強化の取組や事前キャンプの誘致など、地方の取組を支援すること。

国による情報発信等の充実

○各地域の地場産品や農林水産物の海外市

場を開拓するため、国は積極的に情報発信や検疫協議等の環境整備を行うとともに、地方自治体が円滑に海外市場にアクセスできるよう、JETROをはじめ、ノウハウを持った政府関係機関による一元的な相談・支援体制の強化、財政的な支援制度の充実を図ること。

訪日外国人旅行者に対する取組支援

○訪日外国人旅行者の受入環境整備については、引き続き、ボランティアの育成、無料公衆無線LAN、多言語表示板や観光案内所等への支援を強力に推進すること。また、訪日外国人旅行者の一層の増加を図るため、ビザの免除や数次ビザ適用国の拡大など、ビザ発給要件の更なる緩和を図ること。更に、外国人旅行者の急増による宿泊施設不足の解消を図るための施策を早急に講じること。加えて、各地域の魅力ある資源を有効活用し、地方を訪れる訪日旅行者の更なる拡大を図る取組を推進すること。なお、安全・安心を確保するため、治安対策及び感染症対策についても万全を期すこと。

7 多極型・多軸型国土の形成

道路や鉄道などの社会資本は、地域に暮らす人々の生活を支え、産業振興に不可欠な資産である。こうした社会資本は、地方創生の実現に当たって重要な役割を果たすものであり、社会資本整備が進んでいない地域は、安心して暮らし、人を呼び込み、経済を活性化させて雇用を増やす、といった取組を進める上で、大変不利な状況下にある。

また、多極型・多軸型国土の形成に向けて、社会資本整備を進めることにより、結果として災害に強い地域がつけられる。

そのため国は、社会資本整備に関し、以

下の取組を進めていただきたい。

地方創生を支える基盤の地域間格差是正

○全国の高規格幹線道路網の整備状況を見ると、ミッシングリンクが未だ存在するなど、基礎的な社会資本整備に地域間格差が存在している。社会資本整備は産業や雇用を創出し、地域に活力と魅力をもたらす、地方創生を支えるまさに重要な要素である。しかしながら、地方と東京圏、あるいは太平洋側と日本海側など、地域間格差が大きい。そのため、人や企業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正を行うこと。

国土軸の複線化・多軸型国土の形成

○国のあるべき姿として、防災・減災対策を徹底するとともに、大規模災害時にも機能するリダンダンシー（代替機能性）を持つことが不可欠である。そのため、太平洋側に対する日本海国土軸をはじめ、北東国土軸、太平洋新国土軸及び西日本国土軸を形成するなど、多軸型国土の形成を国家的戦略として構築すること。

8 地方創生に必要な財源の確保

地方が地方創生に係る事業を円滑に実施するには、必要な財源を継続的に確保することが極めて重要である。4月に改正地域再生法が成立し、「地方創生推進交付金」や「企業版ふるさと納税」が創設されたところであるが、国においては、引き続き、以下の措置を実行していただきたい。

「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充

○地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた意の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくため、平成28年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充するとともに、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般

財源を十分に確保すること。

地方創生推進交付金等の弾力的な運用

○「地方創生推進交付金」については、事業内容を公表して目標管理を適切に行うなど、地方団体が責任を負う一方で、交付金の趣旨に沿った事業を行う場合には、地方団体ごとの申請事業数や対象経費の制約などを大胆に排除するなど、地方において使い勝手のよいものとする。また、地方創生関連補助金等についても、新たな発想や創意工夫を活かせるよう、要件の緩和など弾力的な取扱いを行うこと。

○事業の早期着手による円滑な執行や効果的・効率的な事業展開が可能となるよう、速やかに交付決定を行うこと。また、交付申請の審査においては、地域の実情を十分踏まえること。

Ⅱ 地方分権の着実な推進

地方創生の実現に向け、地方が自ら地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主的・主体的に取組を進めていくため、地方分権改革をより一層進める必要があり、以下のとおり取り組むことを求める。

利用者の視点に立った ハローワークの制度設計

○この度、地域の実情に応じた雇用のマッチングのための地方版ハローワークの創設などが盛り込まれた第六次地方分権一括法が成立した。

地方版ハローワークについては、国と同等の機能を持つことができれば大きな成果は期待できないだけに、今後、地方側と十分協議し、地域の実情に即した具体的な制度設計を行うこと。

提案募集に対する積極的な対応

○地方創生に向けた取組はまだ緒に就いた

ばかりである。提案募集方式ではこれまでに意欲と知恵がある地方から具体的な提案が数多く提出され、現在3年目の募集が行われている。地方分権改革推進本部長の安倍総理のもと、各大臣のリーダーシップにより、地方分権改革有識者会議を有効に活用しながら、内閣府がしっかりと調整を行うことにより個々の提案をできる限り実現する方向で積極的に検討するべきである。その際、手挙げ方式を十分活用するなど地方の提案が活かされるよう柔軟な対応を行うこと。

更なる権限移譲、 義務付け・枠付けの見直し

○地方創生の実現に向けては、地方からの要望の強い分野を中心に、国と地方の役割分担の観点から、地方への事務・権限の移譲や「従うべき基準」の参酌すべき基準化を含めた義務付け・枠付けの見直しを行うことを前提とし、地方に委ねることによる特段の支障等を立証できない限り移譲・見直しを実行する取組も併せて進めること。

地方分権の趣旨に根ざした規制改革

○先般、内閣府が設置する規制改革会議において、地方における規制改革について「国としての対応の考え方（案）」が示され、これに対し、第61回同会議で地方六団体として意見を申し述べたところである。

国の強力な規制や監督を前提とした考え方が根底にあるものであり、憲法第94条条例制定権の趣旨に反すると危惧されてならない。累次にわたる地方分権改革推進委員会の勧告に基づき進められてきた地方及び国の地方分権改革の着実な取組の経緯と成果を十分理解し、地方分権と規制改革の両立した考え方が示されるよう強く求める。



地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

地方公共団体金融機構(JFM)は、全ての地方公共団体の 出資による地方債資金共同調達機関です。

融資

地方公共団体に長期・低利の資金を提供しています。

期間は最長40年、利率は財政融資資金と同率※でお貸ししています。このための財源として、公営競技納付金を活用しています。※機構特別利率対象事業(平成28年4月時点)

地方 支援

「より良い資金調達・資金運用」のお手伝いをします。

財政、金融、会計等に関する研修(出前講座、宿泊型研修、入門研修等)を実施するほか、金融専門知識、実務経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザーが助言などを行っています。

資金運用にJFM債を ご活用ください

JFM債は、強固な財務基盤を背景に信用力が極めて高く、格付けは国債と同水準※です。多くの地方公共団体にも、確実かつ有利な運用方法としてご評価いただき、10年債、20年債や投資家のニーズに応じた様々な年限のFLIP債などをご購入いただいております。※平成28年4月時点

債券ご購入時等の留意事項について

当機構の資金調達計画を含めた将来的な見通しは、現時点で当機構が得ている情報に基づくものであり、潜在的なリスクと不確実性を含んでいるため、マーケットの動向や経済状況、法令といった様々な要因により、将来の状況はこの資料の記載とは異なる可能性があります。そのため、投資家の皆様におかれましては、慎重に判断し、リスク等に十分に留意した上でご購入等されることをお奨めいたします。

詳しくは当機構HPをご覧ください。》》》

<http://www.jfm.go.jp>



町村

ご当地キャラじまん

Vol.13

特産品だけじゃない！

文化・歴史を身にまとして観光大使！！

ご当地自慢のおいしいものや伝統行事を身にまとい、
体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。
今回は、中ブロック（北信・東海・近畿）からピックアップ。

中ブロック

2月9日9時9分生まれ。山の妖精の男の子。
「空手」と「里芋の選別」を得意とし、里芋の
ように粘り強く物事に取り組み頑張り屋な反
面、いたずら好きの食いしん坊。



上市町マスコットキャラクター

つるぎくん

富山県上市町

町の観光振興とイメージアップを目指す
目的でデザインと愛称を公募して誕生
したキャラクター。「剣岳」をモチーフに
した帽子に町の花木「さつき」を飾り、
からだは「里芋」、手や足の緑色と水色は
「豊かな自然」を表現しています。おな
かの部分は、ハラマキではなく、大好き
な里芋を皮ごとたくさん食べ過ぎたため、
見た目が里芋そっくりになってしまっ
た。町の名所「大岩」「眼目」「穴の谷
霊場」「馬場島」「剣岳」が大好きで、森
林セラピー基地などのパワースポットを
めぐって元気を充填しているのだ、いつ
もハツラツとしています。里芋のほかに
も、薬膳カレーやリンゴジュースが好物。
食いしん坊が高じて、ついついつまみ食
いが過ぎることも。町内外の様々なイベ
ントに出かけたり、住民や観光客と写真
を撮ったりしながら、町のPRをお手伝
いしています。

神戸町マスコットキャラクター

ばら菜

岐阜県神戸町

神戸町への親近感の獲得や注目度の向
上を狙って、2013年に公募し、全国
から集まった446作品の中、住民投票
を経て誕生したキャラクター。町特産の
「バコ」を髪飾りにして、「小松菜」を手
に持ち、「損斐川」をモチーフにした服
を来て、全身で町をPRしています。
2014年から活動を開始し、翌年には
テーマソング「ばら菜ちゃん」を発表。
この曲に振付をつけた「ばら菜ダンス」
は、イベントなどで子どもたちに大人気
です。いつも元気ですが、バラが咲き誇
る公園が大好きという乙女な一面も。参
加したイベントや行事の様子は、町ホー
ムページの「ばら菜の活動日記」や
Facebookに写真入りで報告。好
きな言葉「がんばローズ」を合言葉に、
たくさんの方と交流しながら、町のPR
活動にはりきって取り組んでいます。



5月10日（こ・う・どの日）生まれの
女の子。茶目っ気たっぷり、楽しい
ことが大好き。神戸町産の美味しい野
菜やローズティーが大好き。

煙樹ヶ浜松林イメージキャラクター

まつりん&ぼっくりん

和歌山県美浜町



ある日松林から現れた松の妖精たち。年齢・性別は不
詳。誕生日は美浜の「松の日」2月の第2日曜。元
気で明るい性格だが、雨だけは苦手。ふたりとも町の
農産物・海産物が大好きで、特にきゅうりは大好物。

煙樹ヶ浜松林をPRするために公募で
誕生したまつりん（写真左）&ぼっくり
ん。今ではそれだけにとどまらず、美浜
町の農産物や海産物、観光スポットなど、
町全体をPRするキャラクターとなりま
した。町の花「ひまわり」のペンダント
がお気に入りのまつりん、ぼっくりん
のことが大好きなぼっくりんの名「コンビ」。
いつも一緒にいます。好きな言葉は「え
えやん、美浜」。とにかく町のすべてが
大好きなのです。毎年開催される「農業
まつり」や「煙樹ヶ浜フエスティバル」
には、欠かさず参加し、多くの方々と交
流を深めています。町のPRと健康づく
りを兼ねてつくられた「まつりん&ぼっ
くりん体操」を特技とするふたり。元気
いっぱい笑顔あふれる美浜町の輪を広げ
ていこうと、日々がんばっています。

政 情
国 情◎地方財政めぐり真つ向対立の意見
―財務省・総務省―

財務省の財政制度等審議会は5月18日、「経済・財政再生計画の着実な実施に向けた建議」をまとめた。2020年度までの国・地方プライマリーバランス黒字化の目標は堅持すべきだと強調。地方財政では、折半対象財源不足が解消するなど財源余剰が生じた場合は国の債務縮減につなげるべきだとした。また、人口減少に伴う財政需要縮減を地方歳出の総額に著実に反映する必要性も強調した。

一方、総務省の地方財政審議会は5月13日、「地方税財政改革についての意見」をまとめた。地方は国を上回る歳出抑制努力を続けてきたが、なお巨額の財源不足が生じており、折半対象財源不足が解消しても地方に財源余剰が生じるとの見解は誤り」とだと指摘。さらに、個々の自治体による懸命な歳出努力の成果を国の債務縮減に用いることは地方の改革意欲を削ぎかねず不適当だと批判した。また、いわゆるトップランナー方式による交付税算定改革については業務改革の状況を踏まえて合理的・妥当な標準的経費を単位費用に反映すべきで、3～5年かけて段階的に反映する改正地方交付税法に沿って進めることが重要だと強調。経済財政諮問会議での早期導入を求める動きを牽制した。併せて、民間委託が困難な小規模自治体など地域実情を踏まえる必要性も強調した。

◎農地バンクの実績を発表、輸出力強化戦略も決定―農林水産省―

農林水産省は5月19日、農地中間管理機構（農地バンク）の2015年度実績を発表した。借入は7.6万ha、転貸が7.7万haで、前年度（借入2.9万ha、転貸2.4万ha）の約3倍に増えた。しかし、農地バンク以外を含めても7.9万haで、政府が掲げる目標（毎年14万ha）の6割にとどまる。都道府県によるバラツキも大きく、目標達成率は福井60%、石川55%、秋田44%に対し、神奈川県・東京・沖縄は各1%にとどまっている。

一方、政府は5月19日、農林水産業・地域の活力創造本部を開き、農林漁業者が海外で販路拠点を設ける取組サポートなど「7つのアクション」などを盛り込んだ「農林水産業の輸出力強化戦略」を決めた。なお、5月17日に公表された15年版「農業白書」では、環太平洋連携協定（TPP）の合意内容と総合的なTPP関連政策大綱、経済効果分析などを解説。農林水産物・食品の輸出額が3年連続で過去最高を更新しているなど、「攻めの農林水産業」への転換必要性を強調した。

◎国土強靱化アクションプランを決定、初の水循環白書も―政府―

政府は5月24日、国土強靱化アクションプランを決定した。熊本地震や昨年の関東・東北豪雨災害などを踏まえ、地震への事前防災・減災等を重点的に進めるほか、大規模水害の恐れがある市町村で河川管理者・都道府県・市町村等の協議会を設置し減災目標の共有化を促進するとした。併せて、積極的に取り組んでいる企業等を認証する仕組みを創設する。また、内閣府は5月31日、16年版「防災白書」を公表した。少子高齢化で防災の担い手が減少しているため、一般の人々も防災に取り組めるよう経済界・労働界・教育界・行政等が結集して

普及啓発活動に取り組む必要があるとした。なお、国土交通省は4月25日に「内水浸水対策に関するガイドライン」等を発表している。

また、政府は5月17日、初の「水循環白書」を公表した。各自治体に流域全体を視野に入れた水循環計画の策定を求めることに、水道や農業水利施設など水インフラが一斉に更新期を迎えるため戦略的な維持管理・更新の必要性を指摘。さらに、農地周辺水路では農家数の減少等で継続が困難になりつつあるとして、地域ぐるみの保全管理も求めた。

◎少子化社会対策白書を決定、女性活躍方針も―政府―

政府は5月24日、「少子化社会対策白書」を決定した。合計特殊出生率はやや増加傾向にあったが、2014年は1.42と9年ぶりに前年を下回った。また、婚姻率も5.1と過去最低となるなど未婚・非婚化が進む。さらに初婚年齢も夫31.1歳、妻29.4歳、出産の母親年齢も第1子30.6歳など晩婚化・晩産化も進んだ。結婚をめぐる意識も、独身の理由では「相手にめぐり会えない」「結婚資金が足りない」が上位を占めた。また、出生率が回復した欧州の意識調査と比較。結婚生活での不安は日本では「お金」がトップだが、欧州では「2人の相性」が高く、希望する子ども数まで生みだしていた。これらを踏まえ、白書は、待機児童の解消など子育て支援施策の充実や若者の雇用安定化など結婚・出産の希望が実現できる環境整備、さらに長時間労働の是正や出産直後からの男性の休暇取得促進などの必要性を強調した。

また、政府は5月20日、「女性活躍加速のための重点方針2016」を決定した。多様な働き方に向け、同一労働同一賃金で非正規雇用女性の待遇改善や女性の正社員転

換、長時間労働の削減のほか、公共調達を活用した女性活躍の推進を独立行政法人は17年度から原則全面実施、自治体での取組も促進する。併せて、女性活躍の基盤整備として、子ども・子育て支援新制度や待機児童の解消、介護離職ゼロの取組推進、マイナンバーカードでの通称（旧姓）併記などを示した。

◎消費増税の再延期表明、骨太方針等もずれ込み決定―安倍首相―

安倍晋三首相は6月1日の記者会見で、来年4月の消費税率引上げを2019年10月まで2年半、再延期する方針を示し、その理由などを説明した。また、消費増税延長を受けて5月末に予定していた「経済財政運営と改革の基本方針2016」などの閣議決定も6月2日に先送りした。いずれも消費増税に関連する部分を修正、その他の箇所は「素案」で示された方針が盛り込まれた。

「経済財政運営と改革の基本方針2016」で明記された地方財政改革では、トップランナー方式で交付税算定に反映させる対象事務の拡大、各自治体で作成する「公共施設等総合管理計画」で施設等の集約化・複合化を進める、住民一人当たりコストの「見える化」実施などが盛り込まれた。また、「二ツポン一億総活躍プラン」では、待機児童解消に向け50万人分の保育受け皿整備と保育士の給与アップ、介護離職ゼロに向けた介護施設50万人分整備と介護士の給与アップも盛り込まれた。「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」では、「地方創生は事業展開の段階に入った」とし、地方への新たな人の流れに向け政府関係機関の地方移転の継続、稼げるまちづくり、コンパクトシティや広域連携の推進、集落生活維持のための地域運営組織と「小さな拠点」の形成などが盛り込まれた。

（ジャーナリスト 井田 正夫）

中山間地域フォーラム設立10周年記念シンポジウム 「進化する地域運営組織！—『地方創生』の次なる焦点」

「地域運営組織」(RMO=Regional Management Organization)！これまで「手作り自治区」とか「小規模多機能自治組織」とか呼ばれていた住民自治組織ですが、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部の有識者会議で「量的拡大や質的拡充」を目指し法人化を始めとする支援策の検討が進んでおり、「地方創生の次なる焦点」になってきました。

小学校区などを活動範囲に地域の人々が主体的に参加し、地域の生活や暮らしを守るため、様々な課題解決に取り組む組織としての「地域運営組織」は、高齢者の交流・買い物支援、エネルギー確保、6次産業の運営などいわゆるローカルエコノミーを担う事例が少なくありません。

中山間地域フォーラムは、一昨年のシンポジウムで、根拠の薄い「地方消滅論」に反論し、「田園回帰」の動きが始まっていることを紹介しました。昨年は、「地方には仕事がない」という思い込みから脱し、わずか1%の所得を毎年取り戻せば、地域再生の可能性があることを訴えました。フォーラム設立10周年を迎える今年は、地域の課題を自ら解決する住民組織の活動が地域に仕事を作り、域内の資金の循環率を高めることを、多様な実践事例を踏まえて検証します。また10周年記念として、農業・農村研究の第一人者である識者の講演も予定しています。

- 【テーマ】 「進化する地域運営組織—『地方創生』の次なる焦点」
- 【日 時】 2016年7月23日(土) 13時50分～17時50分
- 【会 場】 東京大学弥生講堂一条ホール
(東京都文京区弥生1-1-1、地下鉄南北線東大前駅から徒歩1分)
- 【主 催】 特定非営利活動法人 中山間地域フォーラム
- 【共 催】 島根県中山間地域研究センター
- 【後 援】 (財)農学会、全国山村振興連盟、全国水源の里連絡協議会、全国中山間地域振興対策協議会、特定非営利活動法人地球緑化センター、農山漁村文化協会

【プログラム】

- 記念講演 「農業・農村政策をめぐる基本的課題」 生源寺眞一氏(名古屋大学)
- 基調講演 「地域運営組織の可能性—有識者会議の議論を踏まえて」 小田切徳美氏(明治大学)
- 実践報告 「進化する地域運営組織の実像」
1. 「山形県川西町—地域リーダーの視点」 佐々木賢一氏(東沢地区協働のまちづくり推進会議)
 2. 「沖縄県国頭村—地域サポート人の視点」 小林和彦氏(前・国頭村地域おこし協力隊)
 3. 「島根県雲南市—行政の視点」 板持周治氏(雲南市)

パネルディスカッション

- コーディネーター 甲斐良治氏(農山漁村文化協会)
- コメンテーター 有田昭一郎氏(島根県中山間地域研究センター)
- 報告者も加わり、会場からの質疑を中心に行います。

- 【共催企画】 12～17時 島根県中山間地域研究センター・企画展(会場のオープンスペース)
- 「地域人口分析・推計プログラム」と「地域経済循環分析・所得創出シミュレーションプログラム」の紹介
- * シンポジウム終了後、講演者の参加も得て懇親会(会費制)を予定しています。
 - * シンポジウムに参加の皆様には資料代として2,000円(学生は1,000円)をいただきます。
 - * シンポジウム及び懇親会には、フォーラム会員でなくても、どなたでも参加できます。

【申し込み方法】

中山間地域フォーラムのホームページ(<http://www.chusankan-f.org/>)の専用申し込みフォームよりお申し込みください。先着300名で、当方から特に連絡がない場合、自動的に受け付けます。

【問い合わせ先】

中山間地域フォーラム事務局(メール: tebento-staff@chusankan-f.org)(事務局には職員は常駐していませんので、メールにてお問い合わせください。)

随 想

健康で心豊かに過ごせる
町づくりを目指してかね こ まさ かず
群馬県町村会長・邑楽町長 金子 正 一

ラジオ体操を始めて5年になる。きっかけは、体育協会の役員であったAさんからの「新しくなった役場庁舎（平成19年12月完成）前でラジオ体操ができたらいですね。」という言葉であった。しかし、体に良いと分かっているにしても、果たして続けられるだろうかという不安で、なかなか踏み切りがつかなかった。それから、5ヶ月ほどが過ぎた12月の仕事納めの日、思い切って始める

ことにした。

携帯ラジオ持参で毎朝6時30分から最初は一人で行っていたが、その後Aさん夫婦も加わり、今では一年を通し多くの皆さんが参加している。冬の寒い時期はやや少なめだが、春から秋にかけては70人前後の皆さんが集い、終わった後には会話がはずみ、仲間作りと交流の場になっている。早朝のラジオ体操は、私にとって日々健康を維持し、元気に仕事に臨むための大切な取り組みとなっている。

現在、平均寿命は男性80・50歳、女性86・83歳（平成26年）であるが、健康で元気に生活している健康寿命は、それより10歳以上低くなっている。健康を維持し、健康寿命を延ばすためには、自らの健康に対する意識を高めることが重要である。そこで、「予防は最大の医療」であることを念頭に、病気の予防や早期発見に重点を置いた「健康づくり」を目標に据えることにした。特にがん検診については、多くの人が検診を受けやすいように日程を工夫し、受診費用についても、特定健診、後期高齢者健診の無料化をはじめ、乳がん、子宮がん、大腸がん、前立腺がん、胃がん、胃がんリスク検診（ABC）などは一律500円に、B型肝炎、C型肝炎検査などは無料にし

て、受診の推進と早期発見に努めている。今後も、町民の健康維持のための取り組みをより推進していきたいと考えている。

健康づくりを推進する町と並行して、もう一つ私が目指してきたものが「教育と文化の香り高い町づくり」である。町は以前から「社会教育の活発な町」として知られている。高齢者が自らの体験や地道な調査に基づいて昔の暮らしや民俗などを後世に伝えるため書き残そうということ

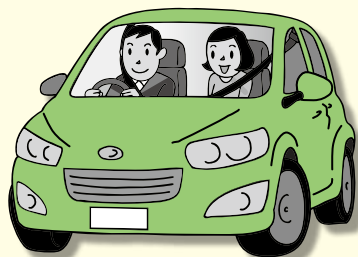
で発刊されてきた文集「あすへひとこと」は、昭和61年の第1集以来、今日まで何と30年間にわたって連続と事業が続けられている。近々第11集となる「邑楽町の地名・小字の調査」が発刊される予定となっており、私も巻頭言を書かせていただいた。これまでの作品は、すべて第一級の民俗資料として認められ、上毛社会賞（上毛新聞社）、ふるさとづくり振興奨励賞（明日の日本を創る協会）、ふるさとづくり賞（読売新聞社）など数多くの賞を受賞している。

この「あすへひとこと」の活動は、公民館の「自分史講座」から始まったものであるが、このほかにも公民館では、県内の青少年活動をリードしてきた若者の団体、ORLC（邑楽町レクリエーションリーダーズ・クラブ）や歴史ある婦人会の旗を高

く掲げて意気高く活動している邑楽町婦人会などの活動も行われており、幅広い世代の活動が展開されている。

また、町の教育と文化を支える場として、近年当町の自慢となっており、他市町村の皆さんからも非常に高い評価をいただいている町立図書館がある。「住民の知る権利を守る」「こ来館いただいた利用者を決して手放さずには帰らせない」という徹底した利用者目線のサービスにより、県内の辺境にある小さな町ではあるが、15年間連続で群馬県一の利用率を誇っている。

こうした社会教育をさらに活性化させるために、私が一貫して公約に掲げ、就任以来8年間建設を追求してきた中央公民館が、いよいよ今年度から新築工事に入る。これまで県の東部地域では当町だけがホールを持たず、活発な公民館活動をされている町民の皆さんの発表の場がなく、また万全な環境で優れた芸術文化に触れることも厳しい状況であった。スポーツはもちろんのこと、文化や芸術も生きがいや生活の潤いにつながる非常に大切な要素である。その拠点となる公民館ホールが、いよいよ出来上がる。竣工予定は平成30年春である。今からそのときを心待ちにしている。



車両共済(保険)のご案内

(一般自動車保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたすら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら！

- 無事故による割引で新規から **43%(保険料)割引**
・ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。
- 集団扱年一括払いによる割引で更に **5%割引**
保険料分割払(12回)も選択可能です。
・保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の5%割引の適用はありません。

さらに 無料ロードサービスがついてきます。

ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。ロードアシスタンス業者にお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。 ●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

- ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
- ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

●お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください



(受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)

0120-731-087
03-3519-7325

株式会社 千里(取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン日本興亜株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパン日本興亜の定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉損害保険ジャパン日本興亜株式会社 「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併し誕生した会社です。

[SJNK15-10902(2015.11.04作成)]

TIME of RELAXING

「ゆとり」と「やすらぎ」のひとつとき

静かさと心地よさに配慮し、室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にとまとめ、ゆったりとしたやすらぎのひとつときをお届けいたします。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>



土・日・祝日は リーズナブルに

土・日・祝日のご宿泊は、
平日料金の **20%OFF**

金曜日のご宿泊は、
平日料金の **15%OFF**

和室もございますのでお問い合わせ下さい。
禁煙ルームをご用意しております。



シングル 119 室
平日料金 10,100 円より

SINGLE ROOM

金曜日料金
15% OFF
8,600 円より

土・日・祝日料金
20% OFF
8,100 円より



ダブル 12 室
平日料金 13,700 円
〈2 名利用〉※1 名利用の場合 11,400 円

DOUBLE ROOM

金曜日料金
15% OFF
11,600 円
※1 名利用の場合 9,600 円

土・日・祝日料金
20% OFF
10,900 円
※1 名利用の場合 9,000 円



ツイン 17 室
平日料金 19,000 円より
〈2 名利用〉

TWIN ROOM

金曜日料金
15% OFF
16,200 円より

土・日・祝日料金
20% OFF
15,200 円より



会議室・宴会場

2 階には広さと設備が多彩な、大小 4 つのホール、会議室。高い機能性を持ち、さまざまな演出が可能です。会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用いただけます。



カジュアルレストラン「ペルラン」

ランチタイム 11:00 ~ 14:00
ティータイム 14:00 ~ 17:00
ディナータイム 17:00 ~ 22:00
(21:30 ラストオーダー)

レストラン
ペルラン
Pelerin



和食処「さいかち」

ランチタイム 11:30 ~ 14:30
(14:00 ラストオーダー)
ディナータイム 17:00 ~ 22:00
(21:30 ラストオーダー)

和食 さいかち



全国町村会館

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

お電話でのご予約・お問い合わせは

TEL 03(3581)0471

FAX 03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1 丁目 11 番 35 号

WEB からのご宿泊予約は、特別料金(部屋数限定)がございます。

ホームページは

[全国町村会館](#)

[Q 検索](#)

全国町村会館へのアクセスガイド

- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」3 番出口徒歩 1 分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩 8 分
- タクシー東京駅から約 20 分

